

観光客の皆様へ

平成 27 年 6 月 30 日（火）午後 0 時 30 分に気象庁が箱根町 大涌谷周辺の入山規制を  
発表し、噴火警戒レベルを 3 に引き上げました。

これに伴い、規制の対象となる範囲が大涌谷噴煙地を中心とした半径約 3 0 0 m から、  
半径約 1 k m に広げられました。

今回の措置により、新たに県道 734 号・735 号（早雲山～姥子間）を通行止めにする  
とともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲峡別荘地の一部の皆さんに対し、避難指示  
を発令しました。また、これまで大涌谷を通るロープウェイの代替で運行していた代行  
バスは運休となり、規制内を通る路線バスも一部運休となります。

これは、観光で訪れる皆様の安全を守るための措置です。

今後の火山対策に際しましては、気象庁のほか、温泉地学研究所、県の各関係部局な  
どと情報交換を図り、適切に情報発信をしながらお越しいただくお客様の安全と安心を  
第一に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのご理解をよろしく願い  
いたします。

箱根町企画観光部観光課